

第2編 排水設備等の事務

排水設備の事務

第1章 排水設備の事務取扱い

1 排水設備の計画確認申請書等の提出

(1) 排水設備工事着手前の手続き

建築物の新築等に伴い排水設備を新設、増設する場合や、くみ取り便所を改造し又は既存のし尿浄化槽を廃止して公共下水道へ接続する場合には、あらかじめ必要な書類を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）へ提出し、計画確認申請書に対して確認を受けてからでないと、施工業者は工事に着手してはならない。

なお、排水設備工事は、川崎市排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。

（川崎市下水道条例第5条、第6条）

排水設備の計画確認申請は、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令等に適合するかをあらかじめ確認するものであり、私法上の権利関係まで立ち入るものではないが、トラブル等の発生を防止するため、計画確認申請書の利害関係人に関する項目の内容について、十分に確認し、整理した上で申請を行うこと。

ア 提出書類

排水設備計画確認申請提出書式一覧表（表1-2）を参照すること。

イ 提出先

排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先（表1-1）を参照すること。

表1-1 排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先

事務所名	住所及び電話番号	担当区域
南部下水道事務所排水設備係	川崎区元木2-2-9	川崎区、幸区
	044-344-4866	
中部下水道事務所排水設備係	中原区宮内1-21-31	中原区、高津区
	044-751-2966	
西部下水道管理事務所排水設備係	宮前区有馬1-21-6	宮前区
	044-852-5131	
北部下水道管理事務所排水設備係	麻生区高石4-15-7	多摩区、麻生区
	044-954-0208	

(2) 排水設備工事完了時の手続き

排水設備の工事が完了したときは、管理者に必要な書類を提出して、市の職員の検査を受

けなくてはならない。

(川崎市下水道条例第7条)

ア 提出書類

排水設備工事完成届書式一覧表(表1-3)を参照すること。

イ 提出先

排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先(表1-1)を参照すること。

2 水洗便所設備資金の助成及び融資

処理区域内に建築物を所有する者(又は所有者の同意を得た使用者)が下水の処理を開始した日から3年以内にくみ取り便所を改造し、又は既存のし尿浄化槽を廃止して公共下水道への接続工事を行おうとする場合、申請により助成金の交付や融資を受けることができる。ただし、その期間を超えることについて相当の理由があると管理者が認めた場合や、処理区域に隣接する区域の建築物について、処理区域内の公共下水道に接続することを管理者が認めた場合も、助成、融資の対象とすることができる。

(川崎市水洗便所設備費助成に関する条例第2条)

(1) 助成金の額

1設備当たり大便器の数が1個の場合は10,000円、2個以上の場合は1個につき5,000円と計算する。なお、1設備とは、1個のくみ取り口を有する便所又は、し尿浄化槽1基をいう。

(川崎市水洗便所設備費助成に関する条例第3条)

(2) 融資額

1設備当たり限度額を450,000円とする。特に、浄化槽が50人槽以上の場合は、2,790,000円を限度に、また、くみ取り便所でくみ取り口が1個であっても大便器が2個以上ある場合は、1個を超える分につき135,000円を限度に融資を増額することができる。なお、分流地区において雨水排水設備工事を行う場合、その工事費については90,000円を限度に融資することができる。ただし、くみ取り便所を改造し、又は既存のし尿浄化槽を廃止する工事と同時に施工する場合に限る。

(川崎市水洗便所改造等資金融資あっせん要綱第6条)

(3) 提出書類

排水設備計画確認申請提出書式一覧表(表1-2)及び排水設備工事完成届書式一覧表(表1-3)を参照すること。

(4) 提出先

排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先(表1-1)を参照すること。

(5) 事務手続き

水洗便所設備費助成及び融資手続フロー図(図1-1)を参照すること。

(6) 計算例

例 1 : 浄化槽廃止工事

浄化槽 1 基、大便器50個の共同住宅の場合

助成金は、5,000円×50個で、250,000円

融資額は、450,000円+2,790,000円で、3,240,000円以内

例 2 : くみ取り便所改造工事

便槽 1 個、大便器 2 個の一戸建住宅の場合

助成金は、5,000円×2個で、10,000円

融資額は、450,000円+135,000円で、585,000円以内

例 3 : 浄化槽廃止工事と同時に雨水排水設備工事を行う場合

浄化槽1基、大便器 1 個の一戸建住宅の場合

助成金は、10,000円×1個で、10,000円

融資額は、450,000円以内。雨水工事については90,000円以内

表 1 - 2 排水設備計画確認申請提出書式一覧表 (1 / 2)

○ 必要書類
△ 備考欄参照

番号	書 式 の 名 称	様式等及び部数	新設 及び 増設	改築(くみ取り、浄化槽)助成金・融資申請の有無			備 考
				助成金のみ の申請あり	助成金・融資幹 旋の申請あり	助成金・融資幹 旋の申請なし	
1	排水設備新設・増設・改築計画確認申請書	第1号様式(1)1枚目 2部	○	○	○	○	所定事項を記入し添付する。 1部は複写したもの。
2	助成金交付 水洗便所等設備資金 融 資 申請書	第1号様式 1部	-	○	○	-	所定事項を記入し添付する。
3	助成交付 水洗便所等設備資金 融 資 算定表(申請書用)	第1号様式(1)2枚目 1部	-	○	○	-	所定事項を記入し、1部添付する。
4	設計図・平面図(排水設備設置図) (阻集器及び地下排水槽等の構造図)	指定様式 2部	○	○	○	○	図面表示:既設は黒、施工箇所:汚水は 赤、雨水は青書きとする。 1部は複写したもの。
5	工事箇所の案内図 S = 1 : 2000程度	1 部	○	○	○	○	用紙の大きさはA4判又はA3判とする。 工事箇所を赤書きで明確に表示する。
6	助成交付 水洗便所設備費 融 資 特別申請書	指定様式 1部	-	△	△	-	告示日以後3年以上経過した場合の申 請で助成又は融資を受ける場合に添付 する。
7	印鑑登録証明書(発行日は申請日から3か月以内 とする。金融機関により後日再提出の場合あり。)	所定様式 1部	-	-	○	-	市指定封書に入れて申請者氏名を記入 し、封印の上添付する。
8	市民税、県民税納税証明書(東京都の場合は区民 税、都民税)ただし、他都市からの移転により市 民税、県民税納税証明書が取れない場合は給与所 得源泉徴収票(写し可)	所定様式 1部	-	-	○	-	納税されていること。非課税の場合は10 番又は11番を添付する。 (7番様式と同封のこと)
9	公共下水道への接続に関する事前協議議事録	指定様式複写 1部	○	-	-	-	

排水設備計画確認申請提出書式一覧表（2 / 2）

○ 必要書類

△ 備考欄参照

番号	書 式 の 名 称	様式等及び部数	新設 及び 増設	改築(くみ取り、浄化槽)助成金・融資申請の有無			備 考
				助成金のみ の申請あり	助成金・融資幹 旋の申請あり	助成金・融資幹 旋の申請なし	
10	年金振込通知書（写し）	所定様式 1部	—	—	△	—	非課税の場合に添付する。 （7番様式と同封のこと。）
11	家屋登録証明書	所定様式 1部	—	—	△	—	非課税の場合に添付する。 （7番様式と同封のこと。）
12	連帯保証人が必要とする書類7番と8番 （必要により10番か11番）	所定様式 各1部	—	—	△	—	連帯保証人が指定業者の場合は不要。た だし、7番については一部の金融機関か ら直接提出の依頼あり。 （7番様式と同封のこと。）
13	請求書（口座振替用）	所定様式 1部	—	○	○	—	所定事項を記入し提出する。
14	委任状（申請者本人が受領の場合は不要）	指定様式 1部	—	△	△	—	所定事項を記入し提出する。

表 1 - 3 排水設備工事完成届兼使用開始届書式一覧表

○ 必要書類
△ 備考欄参照

番号	書 式 の 名 称	様式等及び部数	新設 及び 増設	改築(くみ取り、浄化槽)助成金・融資申請の有無			備 考
				助成金のみ 申請あり	助成金・融資幹 旋の申請あり	助成金・融資幹 旋の申請なし	
1	排水設備工事完成届	第3号様式(1)1枚目 1部	○	○	○	○	所定事項を記入し添付する。
2	完成図・平面図(排水設備設置図) (阻集器及び地下排水槽等の構造図)	指定様式 1部	○	○	○	○	図面表示:既設は黒、施工箇所:汚水は赤、雨水は青書きとする。
3	助成交付 水洗便所等設備資金 融 資 算定表(完成届用)	第3号様式(1)2枚目 1部	-	○	○	-	所定事項を記入し、1部添付する。
4	し尿浄化槽廃止届又は、し尿廃止届に対する <u>受付印</u>	1部	-	○	○	○	
5	くみ取り改造に伴う水道局への届出に対する <u>受付印</u>	1部	-	△	△	△	給水工事を含む場合に添付する。
6	遅延理由書	指定様式 1部	-	△	△	△	申請月日から完成届提出日まで、3か月以上経過した場合に添付する。

⑩助成金・融資金支払手続完了後、申請書及び完成書類を排水設備係へ送付する。

3 私道に下水道を敷設する場合の取扱い

(1) 私道共同排水設備敷設助成制度

この制度は、処理区域内、公共下水道施工中で近く処理区域となる区域、及び処理区域に隣接する区域で、既設の私道に面した家屋居住者に対し、私道に共同で排水管を設置し、直ちに水洗化する場合、申請により助成金を交付するものである。

なお、対象は下水処理開始の告示の日から3年以内の申請とする。ただし、その期間を超えることについて管理者が特別の理由があると認めた場合も助成の対象とする。

(川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第1条、第3条第5項)

(川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱施行細則第3条の2)

ア 対象条件

- (ア) 当該私道の一端が公道に接続していること。
- (イ) 当該私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、支障なく敷設工事を行うことができるものであること。
- (ウ) 敷設工事の完了後（処理予定区域にあつては、処理区域の公示後）、直ちにくみ取り便所が水洗便所に改造され、又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続されるものであること。
- (エ) 当該私道の土地所有者全員の共同排水設備の敷設についての承諾が得られているものであること。所有者不明土地がある場合は所有者不明土地管理人の承諾に替えることができる。
- (オ) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上あること。

(川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第3条第1項)

イ 助成金の額

上下水道局の基準により算定した工事費の額と助成対象工事に要した経費を比較して、いずれか低い額に5分の4を乗じて得た額に相当する額。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合については別に定める。(工事費の確定額に、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。)

(川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第4条第1項)

(川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱施行細則第3条の2第3項)

ウ 助成対象工事の範囲

- (ア) 私道の排水管及び側溝（側溝は原則として既存のものを利用する。)
- (イ) 私道ます及びマンホール
- (ウ) 私道取付管
- (エ) 上記の工事の施工に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管、水道管又は排水設備の移設、切り廻し、撤去及び道路復旧（原形復旧）
- (オ) 分流地域の宅地内最下流に設ける雨水ます（側溝排水を除く）

(川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱別表第1 (第3条関係))

エ 施設の維持管理

助成金によって敷設された共同排水設備は、申請者の共用物として、利用者で維持管理を行う。

(川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第14条)

オ 提出書類

私道共同排水設備敷設助成金交付申請提出書式一覧表(表1-4)を参照すること。

カ 提出先

排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先(表1-1)を参照すること。

(2) 私道内公共下水道整備制度

この制度は、相当規模の私道で公道移管が困難な私道のうち、一定の基準、条件を満たす私道は、申請により上下水道局が公共下水道として整備する制度である。

ア 対象となる私道

- (ア) 公道と公道を接続する場合は、私道の幅員が2.7メートル以上あり、家屋が2棟以上あること。
- (イ) 公道と公共施設を接続する場合は、私道の幅員が4メートル以上あり、家屋が2棟以上あること。
- (ウ) 一端が公道に接続する場合は、私道の幅員が4メートル以上あり、延長25メートル以上あり、家屋が5棟以上あること。
- (エ) 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)施行以前に造成された団地内の私道。
- (オ) その他上下水道事業管理者が認め、家屋が2棟以上あること。

(川崎市私道内公共下水道整備要綱第3条)

イ 条件

- (ア) 当該私道が処理区域内又は近く処理区域の公示が予定される区域内にあること。
- (イ) 利用者全員が公共下水道の整備を要望していること。
- (ウ) 公共下水道を整備する当該私道に、管理者が設定する地上権等の権利について土地所有者全員が承諾していること。所有者不明土地がある場合は所有者不明土地管理人の承諾に替えることができる。
- (エ) 分流地区内の私道には、雨水排水設備が整備されているか、整備の予定があること。
- (ウ) 当該私道の土地所有にかかわる訴訟などの紛争がないこと。
- (エ) 当該私道へ公共下水道が整備された後、利用するすべての建築物が直ちに排水設備を公共下水道へ接続すること。

(川崎市私道内公共下水道整備要綱第4条)

ウ 施設の維持管理

整備した下水道の施設は、上下水道局の帰属となり、上下水道局が維持管理を行う。

(川崎市私道内公共下水道整備要綱第10条)

エ 問合わせ先

詳細については、各行政区担当の下水道（管理）事務所（表 1 - 1）に問合わせること。

表 1 - 4 私道共同排水設備敷設助成金交付申請提出書式一覧表

書 式 の 名 称		様式等及び部数		備 考
申 請 書 類	私道共同排水設備敷設助成金交付申請書	第 1 号様式	1 部	所定事項を記入
	共排 排水設備新設・増設・改築計画確認申請書	第 1 号様式の 2	1 部	所定事項を記入
	私道共同排水設備敷設工事設計書	第 2 号様式	2 部	所定事項を記入 (1 部は複写)
	排水面積計算書	第 2 号様式 (2)	2 部	所定事項を記入 (1 部は複写)
	平面図	第 2 号様式 (3)	2 部	所定事項を記入 (1 部は複写)
	縦断面図	第 2 号様式 (4)	2 部	所定事項を記入 (1 部は複写)
	誓約書・委任状	第 3 号様式	1 部	所定事項を記入 (必ず自署・押印する。)
	土地使用承諾書	指定様式	1 部	所定事項を記入 (写しを添付すること。)
	数量計算書	A 4 判	1 部	所定事項を記入
	工事箇所の案内図1/1500程度	A 4 判又は A 3 判	1 部	工事箇所を赤書きで明示
私道共同排水設備敷設 助成金交付特別申請書	指定様式		告示日以降 3 年以上を経過 した場合の申請であるときは 添付する。	
完 成 書 類	私道共同排水設備敷設工事完成届	第 6 号様式	1 部	所定事項を記入
	共排 排水設備工事完了届	第 3 号様式の 2	1 部	所定事項を記入
	精算設計書	第 2 号様式	1 部	所定事項を記入
	出来形図 (平面図・縦断面図)	第 2 号様式 (3) (4)	1 部	所定事項を記入 (現地測定数値を赤書きす る。)
	完成図 (平面図・縦断面図)	第 2 号様式 (3) (4)	1 部	所定事項を記入
	工事写真	工事用アルバム	1 部	所定事項を記入 (ボラロイド可)
	請求書 (口座振替用)	指定様式	1 部	所定事項を記入
	委任状 (代表者受領の場合は不要)	指定様式	1 部	所定事項を記入
変 更 書 類	私道共同排水設備敷設工事変更承認申請書	第 5 号様式	1 部	所定事項を記入 (変更が生じた場合、速やか に提出する。)
	変更設計書	第 2 号様式	1 部	所定事項を記入
	変更図面	A 3 判	1 部	所定事項を記入

4 私道の下水道を修繕する場合の取扱い

(1) 私道共同排水設備修繕助成制度

この制度は、下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第8号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）、当該処理区域に隣接する区域及び公共下水道工事施行中であり、近く同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく処理区域の公示が予定される区域（以下「処理予定区域」という。）において、既設の共同排水設備を修繕する工事（以下「修繕工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、所有者による共同排水設備の適正な維持管理を促進し、公共下水道の適正な保全を図ることを目的としている。

（川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第1条）

ア 対象条件

- (ア) 当該私道の一端が公道に接続していること。
- (イ) 当該私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、支障なく修繕工事を行うことができるものであること。
- (ウ) 当該私道の土地所有者全員の共同排水設備の修繕についての承諾が得られているものであること。所有者不明土地がある場合は所有者不明土地管理人の承諾に替えることができる。
- (エ) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上あること。
- (オ) 修繕工事の工事費の額が5万円以上であること。
- (カ) 共同排水設備の敷設後10年を経過したものであること（敷設の時期が不明である場合にあっては、当該地域が処理区域として公示されてから11年を経過したものであること。）。)
- (キ) 過去に修繕（川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱に基づく助成金の交付を受けて行ったものに限る。）を行った箇所については、修繕後10年を経過したものであること。

（川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第3条第2項）

イ 助成金の額

助成金の額は、工事施行者が川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）第6条第1項に規定する川崎市排水設備指定工事店3社以上から徴取した見積額のうち、最も低い額に10分の7を乗じて得た額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするものとする。

（川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第4条第2項）

ウ 助成対象工事の範囲

- (ア) 私道ます又はマンホール相互の間を接続する私道排水管の一部の修繕
- (イ) 私道ます（私道集水ますを除く。）及びマンホールの修繕（高さ調整、斜壁の

取替、基礎の補強等を含む。)

- (ウ) 私道取付管の修繕
- (エ) 修繕工事に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管又は水道管の移設又は切回し、仮設及び道路の復旧その他のもので管理者が必要と認めるもの
- (オ) その他管理者が必要と認めるもの

(川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱別表第2 (第3条関係))

エ 施設の維持管理

工事施行者は、修繕した共同排水設備について、当該排水設備の機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。

(川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第14条)

オ 提出書類

私道共同排水設備修繕助成金交付申請提出書式一覧表(表1-5)を参照すること。

カ 提出先

排水設備に関する各種申請、届出書類の提出先(表1-1)を参照すること。

表1-5 私道共同排水設備修繕助成金交付申請提出書式一覧表

	書式の名称	様式等及び部数	備考
申請書類	私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請書	第1号様式 1部	所定事項を記入
	誓約書・委任状	第3号様式 1部	所定事項を記入
	案内図・平面図・縦断図	任意 各1部	既設部を黒、申請部を赤で記入
	私道共同排水設備修繕工事見積書の写し	第4号様式 1部	所定事項を記入 排水設備指定工事店3社以上
	修繕承諾書の写し	任意 1部	所定事項を記入
	私道・建築物の登記事項証明書・公図の写し	各1部	取得後3か月以内のもの
完成書類	私道共同排水設備修繕工事完了報告書	第10号様式 1部	所定事項を記入
	完成図(変更平面図)	任意 1部	
	完成写真	任意 1部	道路復旧工については掘削幅+20cm(片側10cmずつ)が分かる写真を添付
	契約書一式の写し	任意 1部	当初から最後まで契約書
	領収証の写し	任意 1部	代表者が工事代金を支払い前で領収書がない場合は工事請負契約額報告書(任意様式)を添付